

多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市個人情報保護法に基づく開示請求に関する条例（令和4年条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(費用の負担)

第2条 条例第4条第2項の規定による写しの作成に要する費用負担の額は、次のとおりとする。

(1) 複写機による写しの作成（A3判以下のものに限る。）

ア 単色刷り 片面1枚につき10円

イ 多色刷り 片面1枚につき50円

(2) 光ディスク（CD-Rに限る。）による写しの作成 1枚につき100円

(3) その他の方法による写しの作成 当該写しの作成に要する額

2 条例第4条第2項の規定による写しの送付に要する費用負担の額は、当該送付に要する額とする。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。